

# 商工中金(株式会社商工組合中央金庫)の概要

## 略 歴

- 昭和11年に、中小企業金融の円滑化を目的として、**国と中小企業組合の共同出資により設立**。
- 平成20年に、政策金融改革の議論を踏まえ、**株式会社化**（46.5%の株式を政府が保有するとともに、政府出資の一部を準備金に振替え）。

## 業務内容

- **中小企業組合及び組合員**に対し、**総合金融サービス**を提供する。  
（銀行等と同種の機能を有する金融機関として、設備資金・運転資金への融資、債務保証、預金、為替、国際業務、経営コンサルティング等を実施）
- 中小企業向け金融の経験を活かし、**セーフティネット機能**（危機対応業務）を実施する。



## 組織構成

|     |                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法 | 株式会社商工組合中央金庫法<br>（平成19年法律第74号）                                                        |
| 職員数 | 3,533人                                                                                |
| 店舗数 | 106店舗（国内 102店舗・海外 4 店舗）                                                               |
| 資本金 | 2,186億円<br>うち、政府保有分1,016億円（46.5%）<br>うち、民間保有分1,170億円（53.5%）<br>（中小企業組合及び組合員の株主数2.3万名） |
| 貸出金 | 9兆5,973億円                                                                             |

# 株式会社商工組合中央金庫法の改正概要

## 中小企業のための商工中金改革【株式会社商工組合中央金庫法・中小企業信用保険法】

- 商工中金は、1936年に国と中小企業組合の共同出資により設立された「**中小企業による中小企業のための金融機関**」（株主資格は組合・組合員等に限定）。
- 株式会社化（2008年）以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目途）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手（「解体的出直し」）。2018年以降、経営改革を断行し経営の立て直しに成功。
- コロナ禍からの立ち直りや事業転換支援が急がれる中、**商工中金の事業再生等のノウハウを1日でも早く活用する観点から、「中小企業による中小企業のための金融機関」との位置づけを更に明確化**（民間金融機関とは異なり、住宅ローンなどの個人向け融資を行わない独自のビジネスモデル）しつつ、「**半官半民**」の弊害を除去して再生支援等において幅広く柔軟な支援を可能とする**制度改革**を行う。政府保有株式の処分には一定期間を要することから、この方針を「今」、法制化し、**法案成立**（公布日：2023年6月16日）から2年以内に業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む改革を実施する。

### （1）コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で**業務範囲の制約等を見直す**。
  - － 商中本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
  - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
  - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
- **銀行と同水準の規制も導入**（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。

### （2）地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、**地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記**。
- **民業圧迫回避規定**（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は**存置**。

### （3）「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- **議決権保有株主資格の制限や特別準備金（4,008億円）の制度は維持**。

### （4）危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、**危機対応業務を実施する責務**を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

### （5）政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した**政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除**。

※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大

- **政府株式売却に伴う措置**（新株発行時・代表取締役選定時※）の大臣認可の廃止）。

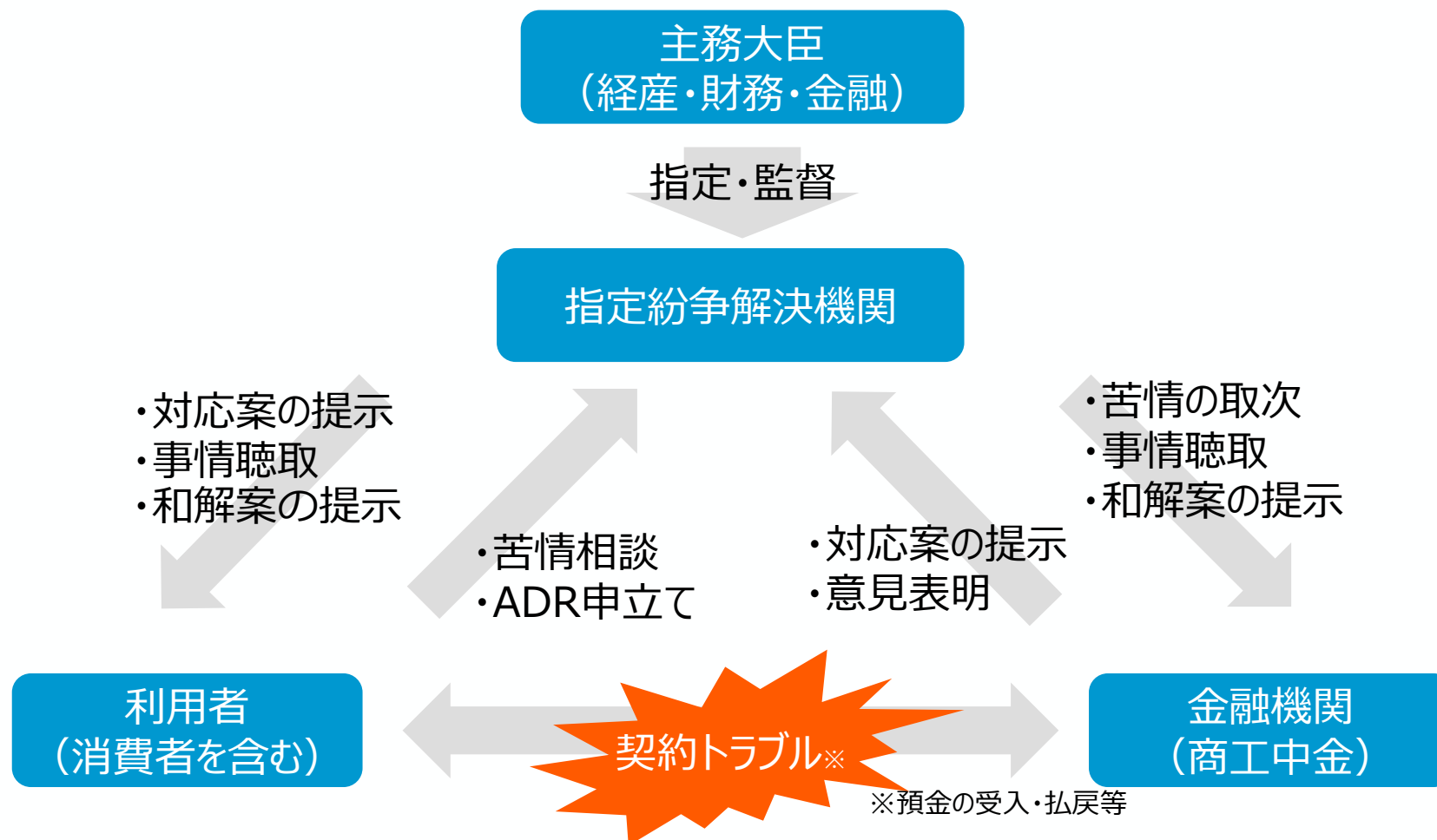
※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

### （6）将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

# 商工中金の金融ADRについて

- 金融ADRは、主務大臣が指定・監督する中立性・公正性を確保した指定紛争解決機関において、金融機関・利用者間に生じる苦情・紛争について、取次ぎや和解案を提示し、迅速・簡便・柔軟な紛争解決を実現させる制度。



# (参考) 各機関における現行の政府関与について

- 政府保有株式の全部売却に伴い、新株発行時の大臣認可の廃止とともに、中小企業によるガバナンスを徹底する観点から代表取締役選定時の大臣認可も廃止（中小企業によるガバナンスが根付くまでの2年間を移行期間と設定）。
- 他方で、商工中金法を残し、特別準備金を維持することから、剰余金処分・定款変更時の大臣認可や一般監督権限は存置。

|             |                   | 農林中金                                    | 銀行                 | 商工中金（現行）                          | 商工中金（改革後）                                  |
|-------------|-------------------|-----------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 政府出資        |                   | 0%（1959年全額償却）                           | —                  | 46.5%                             | 0%                                         |
| 主務大臣の認可事項   | 役員の選解任<br>（普通決議）  | 届出事項<br>（民営化の2年後に届出事項に改正）<br>違法行為時の解任命令 | 届出事項<br>違法行為時の解任命令 | 認可事項<br>（代表取締役、監査役）<br>違法行為時の解任命令 | 届出事項<br>（政府保有株売却後2年以内に届出に移行）<br>違法行為時の解任命令 |
|             | 剰余金の処分<br>（普通決議）  | —                                       | 届出事項               | 認可事項                              | 認可事項                                       |
|             | 定款の変更<br>（特別決議）   | 認可事項                                    | 届出事項               | 認可事項                              | 認可事項                                       |
|             | 新株の発行<br>（特別決議）   | —                                       | 届出事項               | 認可事項                              | 届出事項                                       |
|             | 資本金額の減少<br>（特別決議） | 認可事項                                    | 認可事項               | 認可事項                              | 認可事項                                       |
|             | 解散（特別決議）          | 認可事項                                    | 認可事項               | 認可事項                              | 認可事項                                       |
| 一般監督権       |                   | 有<br>（農水大臣、内閣総理大臣）                      | —                  | 有<br>（経産大臣、財務大臣）                  | 有<br>（経産大臣、財務大臣）                           |
| 報告徴収/業務改善命令 |                   | 有                                       | 有                  | 有                                 | 有                                          |
| 株主資格制限      |                   | 有（会員資格は農協等に限定）                          | —                  | 有（政府・中小企業組合等）                     | 有（政府は削除）                                   |